

第十号の三様式

【表紙】

【提出書類】

【提出先】

【提出日】

【計算期間】

半期報告書

関東財務局長

年 月 日

第 期中（自 年 月 日 至
年 月 日）

【発行者名】

【代表者の役職氏名】

【本店の所在の場所】

【事務連絡者氏名】

【連絡場所】

【電話番号】

【縦覧に供する場所】

名称

（所在地）

1 【投資法人の概況】

(1) 【主要な経営指標等の推移】 (2)

(2) 【投資法人の出資総額】 (3)

(3) 【主要な投資主の状況】 (4)

(4) 【役員の状況】 (5)

(5) 【その他】 (6)

2 【投資法人の運用状況】

(1) 【投資状況】

(2) 【運用実績】

① 【純資産等の推移】 (7)

② 【分配の推移】 (8)

③ 【自己資本利益率（収益率）の推移】 (9)

(3) 【投資リスク】 (9－2)

3 【資産運用会社の概況】

(1) 【資本金の額】 (10)

(2) 【大株主の状況】 (11)

(3) 【役員の状況】 (12)

(4) 【事業の内容及び営業の状況】

4 【投資法人の経理状況】 (13)

(1) 【中間貸借対照表】 (14)

(2) 【中間損益計算書】 (15)

(3) 【中間投資主資本等変動計算書】 (16)

(4) 【中間キャッシュ・フロー計算書】 (17)

(5) 【中間注記表】 (18)

5 【販売及び買戻しの実績】 (19)

(記載上の注意)

(1) 一般的事項

a 半期報告書の記載に当たっては、投資者が容易に理解できるよう、分かりやすく記載すること。

また、制度の特質の一部を誇張し、又は運用実績の一部を抽出するなどして投資者に誤解を生じさせるおそれのある表示をしてはならない。

- b 記載事項については、投資者が容易に理解できるよう、図表等による表示をすることができる。この場合、記載すべき事項が図表等により明瞭に示されるよう表示することとし、図表等による表示により投資者に誤解を生じさせることとならないよう注意しなければならない。
 - c この「記載上の注意」は、一般的標準を示したものであり、これによりがたいやむを得ない事情がある場合には、これに準じて記載すること。
 - d 以下の規定により記載が必要とされている事項に加えて、半期報告書の各記載項目に関連した事項を追加して記載することができる。
 - e 提出者の発行している特定預託証券又は特定有価証券信託受益証券に関し、投資判断に重要な影響を及ぼすと判断される会社（例えば、預託を受けている者、受託者）がある場合には、半期報告書の末尾に、当該会社の経理状況として、最近事業年度における貸借対照表及び損益計算書を記載すること。なお、財務書類について公認会計士若しくは監査法人の監査を受けている場合又は公認会計士若しくは監査法人に相当する者により監査証明に相当すると認められる証明を受けている場合には、その旨を記載すること。
 - f 半期報告書の記載に当たっては、以下に掲げるものを除き、第四号の三様式の「記載上の注意」に準ずるものとする。
 - g 提出者が、法第24条の5第13項の規定により、半期報告書に記載すべき事項の一部（以下gにおいて「原記載事項」という。）を記載した半期代替書面を半期報告書と併せて提出した場合には、半期報告書における原記載事項を記載すべき項目の欄に、当該半期代替書面に記載された原記載事項の表示箇所を明瞭に記載すること。
- (2) 主要な経営指標等の推移
- 投資法人の直近3中間計算期間（計算期間（第23条に定める期間をいう。以下この様式において同じ。）開始の日から起算して6月を経過する日（14において「中間貸借対照表日」という。）までの期間をいう。以下この様式において同じ。）及び直近2計算期間に係る次に掲げる主要な経営指標等の推移について記載すること。
- (a) 営業収益
 - (b) 経常利益金額又は経常損失金額
 - (c) 中間純利益金額又は中間純損失金額
 - (d) 当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (e) 出資総額
 - (f) 発行済投資口の総口数
 - (g) 純資産額
 - (h) 総資産額
 - (i) 1口当たり純資産額
 - (j) 1口当たり中間純利益金額又は中間純損失金額
 - (k) 1口当たり当期純利益金額又は当期純損失金額
 - (l) 自己資本比率（純資産額から会社法第2条第21号に規定する新株予約権の金額を控除した額を総資産額で除した割合をいう。）
 - (m) 自己資本利益率（当期純利益金額を純資産額から会社法第2条第21号に規定する新株予約権の金額を控除した額で除した割合をいう。）
- (3) 投資法人の出資総額
- 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(20)に準じて記載すること。
- (4) 主要な投資主の状況
- 半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(21)

に準じて記載すること。

(5) 役員の状況

半期報告書提出日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(47)に準じて記載すること。

(6) その他

a 前計算期間の有価証券報告書の提出日後半期報告書の提出日までに特定関係法人（第12条第3項に規定する特定関係法人をいう。以下aにおいて同じ。）の異動（特定関係法人であった法人が特定関係法人でなくなる事又は特定関係法人でなかった法人が特定関係法人になる事をいう。）があった場合には、その旨を記載するとともに、当該異動に係る特定関係法人に関する事項を第四号の三様式「記載上の注意」(18)b及び同様式第三部中「第4 関係法人の状況」の「2 その他の関係法人の概況」に準じて記載すること。

b 半期報告書提出前6月以内において、訴訟事件その他投資法人に重要な影響を及ぼした事実及び重要な影響を及ぼすことが予想される事実が生じた場合には、その内容を記載すること。ただし、臨時報告書に記載したものについては記載を要しない。

c a及びb以外については、第四号の三様式の「記載上の注意」(48)に準じて記載すること。

(7) 純資産等の推移

半期報告書提出日の直近日、同日前1年以内における各月末について、第四号の三様式の「記載上の注意」(38)に準じて記載すること。

(8) 分配の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の三様式の「記載上の注意」(39)に準じて記載すること。

(9) 自己資本利益率（収益率）の推移

半期報告書提出日の直近日前1年間について、第四号の三様式の「記載上の注意」(40)に準じて記載すること。

(9-2) 投資リスク

a 当中間計算期間において、最近計算期間に係る有価証券報告書に記載した「投資リスク」について重要な変更があった場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく、かつ、簡潔に記載すること。

b 投資法人が将来にわたって営業活動を継続するとの前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況その他投資法人の経営に重要な影響を及ぼす事象が存在する場合には、その旨及びその具体的な内容を分かりやすく記載すること。

c 将来に関する事項を記載する場合には、当該事項は半期報告書提出日現在において判断したものである旨を記載すること。

(10) 資本金の額

半期報告書提出日の直近日現在の資産運用会社の資本金の額を記載すること。

(11) 大株主の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(60)に準じて記載すること。

(12) 役員の状況

半期報告書提出日の直近日現在の状況について、第四号の三様式「記載上の注意」(61)に準じて記載すること。

(13) 投資法人の経理状況

中間財務諸表（財務諸表等規則第1条第1項第3号に規定する中間財務諸表をいう。）について、第四号の三様式の「記載上の注意」(66)に準じて記載すること。

- (14) 中間貸借対照表
当該計算期間に係る中間貸借対照表（中間貸借対照表日現在の貸借対照表をいう。）を記載すること。
- (15) 中間損益計算書
当該計算期間に係る中間損益計算書（中間計算期間に係る損益計算書をいう。）を記載すること。
- (16) 中間投資主資本等変動計算書
当該計算期間に係る中間投資主資本等変動計算書（中間計算期間に係る投資主資本等変動計算書をいう。）を記載すること。
- (17) 中間キャッシュ・フロー計算書
当該計算期間に係る中間キャッシュ・フロー計算書（中間計算期間に係るキャッシュ・フロー計算書をいう。）について記載すること。
- (18) 中間注記表
当該計算期間に係る中間注記表（中間計算期間に係る注記表をいう。）を記載すること。
なお、注記表を作成していない場合は、貸借対照表、損益計算書及び投資主資本等変動計算書に関連する注記を記載すること。
- (19) 販売及び買戻しの実績
半期報告書提出日の直近日前１年間について、第四号の三様式の「記載上の注意」⁽⁷⁵⁾に準じて記載すること。